

## 草津市子ども医療費助成制度の拡大について（小学1～3年生の通院医療費助成等）

草津市の子ども医療費助成制度については、これまで小・中学生の入院医療費のみを対象に、償還払による助成を行ってきましたが、さらなる子育て支援を図るため、平成29年10月診療分から、下記のとおり助成を拡大します。

- ①小学1～3年生（当該年度中に満7歳・8歳・9歳になる人）について、入院・通院の両方を対象に、現物給付による助成を行います。（下図のとおり）
- ②心身障害者（児）・母子家庭・父子家庭の福祉医療費助成を受けている人のうち、小学1～3年生で、かつ「自己負担有」の人については、入院の自己負担分を市が助成することにより、「通院のみ自己負担有」とします。（詳しくは裏面をご覧ください）

### 現行制度

年齢	通院助成	入院助成
15歳（中3）	助成なし	償還払 （自己負担無）
14歳（中2）		
13歳（中1）		
12歳（小6）		
11歳（小5）		
10歳（小4）		
9歳（小3）		
8歳（小2）		
7歳（小1）		

### 平成29年10月診療分から

年齢	通院助成	入院助成
15歳（中3）	助成なし	償還払 （自己負担無）
14歳（中2）		
13歳（中1）		
12歳（小6）		
11歳（小5）		
10歳（小4）		
9歳（小3）		
8歳（小2）	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）
7歳（小1）		

- ・償還払：医療機関での支払後、市役所に領収書を添えて申請し、支払った保険診療分の医療費の助成を受ける方法
- ・現物給付：医療機関の窓口で受給券を提示し、保険診療分の医療費の助成を受ける方法

### 受給券イメージ（子ども医療）

滋賀県内のみ有効	
福祉医療費受給券（子ども医療）	
福祉番号	40259061
受給者番号	15****
居住地	525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地
氏名	草津 花子
性別	女
生年月日	平成22年4月2日
有効期間	平成29年10月1日から 平成32年3月31日まで
発行機 関及び 長印	滋賀県草津市長 印
交付年月日	平成29年10月1日
自己負担金	入院 無 通院 有：1診療報酬明細書当たり500円 （ただし、調剤報酬明細書には適用しない）

○福祉番号：小学1～3年生用の新しい福祉番号は「40259061」です。

○受給券の有効期間：満7歳に到達する年度の初日から、満9歳に到達する年度の末日まで。

○自己負担金：「自己負担金」欄の表記は、「入院」と「通院」の2段に分かれます。

- ・入院：無
- ・通院：有 / 1診療報酬明細書当たり500円（ただし、調剤報酬明細書には適用しない）

○対象者には、オレンジ色の受給券を交付します。約3,500人が対象となる見込みです。

○8月中旬に申請書を対象者に送付し、申請があった方に対して9月に受給券を送付します。

※心身障害者（児）・母子家庭・父子家庭として福祉医療費助成を受けている方（ピンク色の受給券を既にお持ちの方）については、オレンジ色の受給券は交付せず、ピンク色の受給券を引き続きご利用いただきます。

# 心身障害者（児）・母子家庭・父子家庭への助成 （これらの助成資格を有し、かつ小学1～3年生の人について）

## 【現行制度】

本人・配偶者・扶養義務者の市民税の課税状況によって、自己負担の有無を判定・・・各制度ごとの区分は次の2種類

- ①非課税世帯:入院・通院とも自己負担無
- ②課税世帯:入院・通院とも自己負担有(※)

※自己負担金

入院:1日当たり1,000円(月額14,000円限度)

通院:1診療報酬明細書当たり500円

(ただし、調剤報酬明細書には適用しない)

## 【平成29年10月診療分から】

対象者が小学1～3年生で、かつ課税世帯に属する場合は、**「通院のみ自己負担有」となるよう助成を行う。**

・・・課税世帯を「小1～小3」とそれ以外に区分し、**小1～小3には新たな制度番号を付番します。**各制度ごとの区分は次の3種類となります。

- ①非課税世帯 : 入院・通院とも自己負担無
- ②課税世帯(小1～小3以外):入院・通院とも自己負担有
- 【新】③課税世帯(小1～小3) : 入院は自己負担無、通院は自己負担有**

## 福祉番号一覧(心身障害者(児)・母子家庭・父子家庭のみ)

### ○心身障害者(児)《県制度》

助成対象者の状況	福祉番号	自己負担金	
		入院	通院
非課税世帯	41250069	無	無
課税世帯(小1～小3以外)	41251067	有	有
<b>課税世帯(小1～小3)</b>	<b>41253063</b>	<b>無</b>	<b>有</b>

【新】

### ○心身障害者(児)《市制度》

助成対象者の状況	福祉番号	自己負担金	
		入院	通院
非課税世帯	47250063	無	無
課税世帯(小1～小3以外)	47253067	有	有
<b>課税世帯(小1～小3)</b>	<b>47254065</b>	<b>無</b>	<b>有</b>

【新】

### ○母子家庭《県制度》

助成対象者の状況	福祉番号	自己負担金	
		入院	通院
非課税世帯	43250067	無	無
課税世帯(小1～小3以外)	43251065	有	有
<b>課税世帯(小1～小3)</b>	<b>43253061</b>	<b>無</b>	<b>有</b>

【新】

### ○父子家庭《県制度》

助成対象者の状況	福祉番号	自己負担金	
		入院	通院
非課税世帯	44250066	無	無
課税世帯(小1～小3以外)	44251064	有	有
<b>課税世帯(小1～小3)</b>	<b>44253060</b>	<b>無</b>	<b>有</b>

【新】

## 受給券イメージ(母子家庭の新区分の例)

滋賀県内のみ有効			
福祉医療費受給券			
福祉番号	43253061	受給者番号	90*****
居住地	525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地		
氏名	草津 次郎		男
生年月日	平成22年4月2日		
有効期間	平成29年10月1日から 平成30年7月31日まで		
発行機関の長及び印	滋賀県草津市長 印		
交付年月日	平成29年10月1日		
自己負担金	入院	無	
	通院	有:1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)	

受給券はこれまでどおりピンク色になります。新制度対象者は、約250人の見込みです。

新しい福祉番号になります。

有効期間の開始は平成29年10月1日からとなります。

心身障害者(児)、母子家庭、父子家庭の受給券は、平成29年8月以降、自己負担金額が「入院」と「通院」の2段に分かれます。

(実際の受給券の文字は黒色になります)

## お問い合わせ先

草津市 健康福祉部 保険年金課 長寿医療グループ

TEL:077-561-2358 FAX:077-561-2480

E-mail:honen@city.kusatsu.lg.jp